

和歌山市公報

告示 第86号 別冊

令和4年(2022年)3月10日(号外第5号)

令和4年度和歌山市一般会計予算

令和4年度和歌山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,105,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		58,721,156
	1 市 民 税	22,382,180
	2 固 定 資 産 税	25,880,599
	3 軽 自 動 車 税	1,185,920
	4 市 た ば こ 税	2,769,268
	5 鉱 産 税	1
	6 都 市 計 画 税	4,246,082
	7 事 業 所 税	2,240,381
	8 入 湯 税	16,725
2 地 方 譲 与 税		858,000
	1 特 別 と ん 譲 与 税	128,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	521,000
	3 地 方 揮 発 油 譲 与 税	164,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	45,000
3 利 子 割 交 付 金		50,000
	1 利 子 割 交 付 金	50,000
4 配 当 割 交 付 金		300,000
	1 配 当 割 交 付 金	300,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		419,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	419,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		728,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	728,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		8,326,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	8,326,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		17,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	17,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		86,000

(単位 千円)

款	項	金額
	1 環境性能割交付金	86,000
10 地方特例交付金		336,000
	1 地方特例交付金	336,000
	(新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金)	
11 地方交付税		13,010,000
	1 地方交付税	13,010,000
12 交通安全対策特別交付金		49,000
	1 交通安全対策特別交付金	49,000
13 分担金及び負担金		298,305
	1 負担金	298,305
14 使用料及び手数料		2,570,026
	1 使用料	1,847,844
	2 手数料	722,182
15 国庫支出金		32,468,870
	1 国庫負担金	24,288,056
	2 国庫補助金	2,861,247
	3 国庫交付金	5,306,664
	4 国庫委託金	12,903
16 県支出金		11,273,293
	1 県負担金	8,110,316
	2 県補助金	2,379,252
	3 県交付金	694,092
	4 県委託金	86,133
	5 県貸付金	3,500
17 財産収入		608,992
	1 財産運用収入	298,352
	2 財産売払収入	310,640
18 寄附金		1,201,253
	1 寄附金	1,201,253

(単位 千円)

款	項	金額
19 繰入金		1,837,597
	1 基金繰入金	1,693,229
	2 特別会計繰入金	144,368
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		2,917,635
	1 延滞金・加算金及び過料	79,901
	2 市預金利子	1
	3 貸付金収入	1,705,236
	4 受託事業収入	36,496
	5 弁償金	40
	6 物品売払収入	106
	7 雑収入	1,095,855
22 市債		8,029,300
	1 市債	8,029,300
歳入合計		144,105,428

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		873,278
	1 議 会 費	873,278
2 総 務 費		11,929,306
	1 総 務 管 理 費	7,358,523
	2 徴 税 費	1,548,940
	3 市 民 生 活 費	560,932
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	658,907
	5 選 挙 費	461,246
	6 統 計 調 査 費	52,541
	7 文 化 ス ポ ー ツ 費	1,116,029
	8 監 査 委 員 費	99,732
	9 人 事 委 員 会 費	72,456
3 民 生 費		70,349,019
	1 社 会 福 祉 費	28,417,493
	2 生 活 保 護 費	17,887,751
	3 児 童 福 祉 費	19,809,436
	4 災 害 救 助 費	12,216
	5 年 金 保 険 費	3,725,401
	6 市 民 福 祉 費	496,722
4 衛 生 費		9,857,173
	1 保 健 衛 生 費	5,216,195
	2 清 掃 費	4,469,455
	3 環 境 保 全 費	171,523
5 農 林 水 産 業 費		1,119,669
	1 農 業 費	785,889
	2 農 林 緑 花 費	116,781
	3 水 産 業 費	216,999
6 商 工 費		3,839,767
	1 商 工 費	2,901,397

(単位 千円)

款	項	金額
	2 観 光 費	938,370
7 土 木 費		8,408,273
	1 土 木 管 理 費	952,597
	2 道 路 橋 梁 費	2,808,682
	3 河 川 費	329,804
	4 都 市 計 画 費	707,720
	5 都 市 計 画 道 路 費	775,914
	6 公 園 費	391,151
	7 下 水 道 費	299,668
	8 住 宅 費	2,142,737
8 消 防 費		4,639,552
	1 消 防 費	4,639,552
9 教 育 費		8,589,730
	1 教 育 総 務 費	2,120,171
	2 小 学 校 費	2,030,977
	3 中 学 校 費	742,307
	4 高 等 学 校 費	652,322
	5 幼 稚 園 費	483,960
	6 社 会 教 育 費	2,025,592
	7 保 健 体 育 費	534,401
10 公 債 費		16,256,146
	1 公 債 費	16,256,146
11 諸 支 出 金		8,173,515
	1 公 営 企 業 費	8,173,515
12 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000
歳 出	合 計	144,105,428

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
防災センター及び中央監視室等設備管理委託事業	令和5年度 } 令和6年度	65,694
合 計		65,694

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還助成事業(令和4年度募集分)	令和5年度 } 令和9年度	250千円×交付対象者 奨学金受取総月数/12
合 計		—

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
システム標準化支援事業	令和5年度 } 令和7年度	33,980
合 計		33,980

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム運営事業	令和5年度 } 令和9年度	67,730
合 計		67,730

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市税納税通知書封入封緘等委託事業	令和5年度	42,450
合 計		42,450

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
個人市民税課税資料パンチ委託事業	令和 5 年度	288
合 計		288

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
戸籍住民基本台帳業務委託事業	令和 5 年度 令和 9 年度	535,055
合 計		535,055

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県議会議員選挙事業	令和 5 年度	39,720
合 計		39,720

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市議会議員選挙事業	令和 5 年度	49,337
合 計		49,337

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
つつしが丘総合公園整備事業	令和 5 年度 令和 7 年度	407,037
合 計		407,037

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センターシステム設置事業	令和 5 年度 } 令和 9 年度	47,405
合 計		47,405

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
食品営業管理システム設置事業	令和 5 年度 } 令和 9 年度	12,366
合 計		12,366

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
動物管理システム設置事業	令和 5 年度 } 令和 9 年度	5,963
合 計		5,963

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
環境衛生検査事務	令和 5 年度 } 令和 11 年度	9,648
合 計		9,648

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青岸エネルギーセンター運転管理業務委託	令和 5 年度 } 令和 8 年度	1,105,819
合 計		1,105,819

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青岸汚泥再生処理センター運転管理業務委託	令和5年度 令和9年度	332,915
合 計		332,915

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金利子補給事業	令和5年度 令和8年度	貸付限度額800,000千円の年1.0%を上限として利息相当額の1/2
合 計		—

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
シニア・女性起業家支援資金利子補給事業	令和5年度 令和8年度	貸付限度額200,000千円の年1.0%を上限として利息相当額の1/2
合 計		—

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策)利子補給事業	令和5年度 令和8年度	貸付限度額100,000千円の利息相当額
合 計		—

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市道植栽管理業務委託	令和5年度 令和6年度	40,296
合 計		40,296

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校施設維持管理事業	令和5年度 } 令和14年度	8,465
合 計		8,465

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校給食民間調理場活用事業	令和5年度 } 令和15年度	1,074,191
合 計		1,074,191

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中学校施設維持管理事業	令和5年度 } 令和14年度	16,302
合 計		16,302

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災基盤整備事業	10,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
文化施設整備事業	4,300	〃	〃	〃
スカイタウンつつじが丘テニスコート周辺整備事業	78,300	〃	〃	〃
公用自動車購入事業	800	〃	〃	〃
認定こども園等整備事業	25,600	〃	〃	〃
斎場整備事業	87,000	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	10,100	〃	〃	〃
環境保全事業	5,200	〃	〃	〃
農業施設整備事業	132,900	〃	〃	〃
沿岸漁場整備開発事業	3,700	〃	〃	〃
和歌山城公園整備事業	22,600	〃	〃	〃
駅前広場等改善事業	6,700	〃	〃	〃
道路施設改善事業	147,100	〃	〃	〃
緊急避難道路等整備事業	34,600	〃	〃	〃
地方道整備事業	707,400	〃	〃	〃
河川整備事業	43,600	〃	〃	〃
準用河川改修事業	93,400	〃	〃	〃
都市計画県工事負担金	56,800	〃	〃	〃
街路事業	373,800	〃	〃	〃
公園施設整備事業	60,700	〃	〃	〃
下水路整備事業	42,700	〃	〃	〃
住宅改善事業	536,100	〃	〃	〃
消防施設整備事業	225,400	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	83,300	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中学校施設整備事業	56,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
高等学校施設整備事業	10,500	〃	〃	〃
コミュニティセンター建設事業	25,200	〃	〃	〃
コミュニティセンター整備事業	21,600	〃	〃	〃
水道事業会計出資金	463,700	〃	〃	〃
退職手当	389,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	4,007,000	〃	〃	〃
借換債	263,300	〃	〃	〃
計	8,029,300			

令和4年度和歌山市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,728,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		7,163,935
	1 国民健康保険料	7,163,935
2 使用料及び手数料		3,001
	1 手数料	3,001
3 県支出金		29,686,857
	1 県補助金	65,949
	2 県交付金	29,620,908
4 繰入金		3,672,218
	1 一般会計繰入金	3,672,218
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		202,701
	1 貸付金収入	1
	2 雑収入	202,700
歳入	合計	40,728,713

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		561,260
	1 総務管理費	561,260
2 保険給付費		29,392,460
	1 療養諸費	25,589,301
	2 高額療養費	3,675,600
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	109,159
	5 葬祭諸費	16,200
	6 傷病手当諸費	1,900
3 国民健康保険事業費納付金		10,250,727
	1 医療給付費分納付金	7,521,764
	2 後期高齢者支援金等分納付金	2,028,156
	3 介護納付金分納付金	700,807
4 共同事業拠出金		30
	1 共同事業拠出金	30
5 保健事業費		356,181
	1 特定健康診査等事業費	299,842
	2 保健事業費	56,339
6 公債費		4,439
	1 公債費	4,439
7 諸支出金		153,616
	1 償還金及び還付加算金	153,616
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出	合計	40,728,713

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和5年度	5,288
合 計		5,288

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料収納対策事業	令和5年度 } 令和6年度	70,278
合 計		70,278

令和4年度和歌山市卸売市場事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ636,814千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		246,776
	1 使用料	246,775
	2 手数料	1
2 国庫支出金		300
	1 国庫交付金	300
3 繰入金		171,610
	1 一般会計繰入金	171,610
4 諸収入		111,428
	1 雑収入	111,428
5 市債		106,700
	1 市債	106,700
歳入合計		636,814

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 卸売市場費		558,237
	1 卸売市場費	558,237
2 公債費		78,477
	1 公債費	78,477
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		636,814

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場整備 事業	106,700	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率)	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
計	106,700			

令和4年度和歌山市土地造成事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,832,183千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,700,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		340
	1 使用料	340
2 財産収入		144,588
	1 財産運用収入	6
	2 財産売却収入	144,582
3 諸収入		1,687,255
	1 雑収入	1,687,255
歳入合計		1,832,183

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 スカイタウン つつじが丘造成費		25,560
	1 宅地分譲事業費	25,560
2 公債費		181,407
	1 公債費	181,407
3 前年度繰上充用金		1,625,216
	1 前年度繰上充用金	1,625,216
歳出合計		1,832,183

令和4年度和歌山市土地区画整理事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,916千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰越金		3,916
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業繰越金	3,916
(繰入金)		
	(東和歌山第二地区土地区画 整理事業一般会計繰入金)	
(諸収入)		
	(東和歌山第二地区 土地区画整理事業雑入)	
歳入合計		3,916

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費		3,916
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費	3,916
歳出合計		3,916

令和4年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の住宅改修資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸収入		40,237
	1 貸付金収入	40,237
歳入	合計	40,237

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 住宅改修資金貸付事業費		237
	1 住宅改修資金貸付事業費	237
2 前年度繰上充用金		40,000
	1 前年度繰上充用金	40,000
歳出	合計	40,237

令和4年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の住宅新築資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ613,796千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、610,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		613,796
	1 貸 付 金 収 入	255,456
	2 雑 入	358,340
歳 入 合 計		613,796

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 住宅新築資金貸付事業費		4,745
	1 住宅新築資金貸付事業費	4,745
2 前年度繰上充用金		609,051
	1 前年度繰上充用金	609,051
歳 出 合 計		613,796

令和4年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の宅地取得資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,178千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		251,178
	1 貸 付 金 収 入	128,056
	2 雑 入	123,122
歳 入	合 計	251,178

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 宅地取得資金貸付事業費		2,347
	1 宅地取得資金貸付事業費	2,347
2 前年度繰上充用金		248,831
	1 前年度繰上充用金	248,831
歳 出	合 計	251,178

令和4年度和歌山市駐車場管理事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の駐車場管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,732,092千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,600,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		199,789
	1 使用料	199,789
2 繰入金		1,548
	1 一般会計繰入金	1,548
3 諸収入		1,530,755
	1 雑収入	1,530,755
歳入合計		1,732,092

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場管理費		80,114
	1 駐車場管理費	80,114
2 道路駐車場管理費		104,678
	1 道路駐車場管理費	104,678
3 前年度繰上充用金		1,547,000
	1 前年度繰上充用金	1,547,000
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		1,732,092

令和4年度和歌山市漁業集落排水事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,329千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		472
	1 分担金	472
2 使用料及び手数料		32,072
	1 使用料	32,071
	2 手数料	1
3 繰入金		98,784
	1 一般会計繰入金	98,784
4 雑収入		1
	1 雑収入	1
(市債)		
	(市債)	
歳入	合計	131,329

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 漁業集落排水事業費		74,590
	1 漁業集落排水施設管理費	74,590
2 公債費		56,539
	1 公債費	56,539
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出	合計	131,329

令和4年度和歌山市農業集落排水事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,899千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		17,290
	1 使用料	17,289
	2 手数料	1
2 繰入金		98,608
	1 一般会計繰入金	98,608
3 諸収入		1
	1 雑収入	1
(市債)		
	(市債)	
歳入合計		115,899

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		59,301
	1 農業集落排水施設管理費	59,301
2 公債費		56,398
	1 公債費	56,398
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		115,899

令和4年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ390,633千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,958
	1 一般会計繰入金	1,958
2 繰越金		269,451
	1 繰越金	269,451
3 諸収入		119,224
	1 貸付金収入	119,214
	2 雑収入	10
歳入合計		390,633

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金費		249,309
	1 母子父子寡婦福祉資金費	249,309
2 公債費		96,211
	1 公債費	96,211
3 諸支出金		45,113
	1 母子父子寡婦福祉資金費	45,113
歳出合計		390,633

令和4年度和歌山市介護保険事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,750,733千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		7,660,745
	1 介護保険料	7,660,745
2 使用料及び手数料		1,363
	1 手数料	1,363
3 国庫支出金		10,976,219
	1 国庫負担金	7,604,527
	2 国庫交付金	3,371,692
	(国庫補助金)	
4 県支出金		5,695,915
	1 県負担金	5,486,744
	2 県交付金	209,171
5 支払基金交付金		11,256,790
	1 支払基金交付金	11,256,790
6 財産収入		467
	1 財産運用収入	467
7 繰入金		7,156,545
	1 一般会計繰入金	6,594,010
	2 基金繰入金	562,535
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2,688
	1 雑収入	2,688
歳入	合計	42,750,733

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		761,091
	1 総務管理費	336,233
	2 介護認定費	424,858
2 保険給付費		40,291,492
	1 介護サービス等諸費	38,984,633
	2 高額介護サービス等費	1,106,426
	3 高額医療合算介護サービス等費	152,865
	4 市町村特別給付費	10,628
	5 その他諸費	36,940
3 地域支援事業費		1,579,917
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,393,842
	2 一般介護予防事業費	6,514
	3 包括的支援事業・任意事業費	173,899
	4 その他諸費	5,662
4 基金積立金		467
	1 基金積立金	467
5 諸支出金		112,766
	1 償還金及び還付加算金	13,511
	2 重層的支援体制整備事業業繰出金	99,255
6 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		42,750,733

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和5年度	7,276
合 計		7,276

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事業計画策定事業	令和5年度	2,801
合 計		2,801

令和4年度和歌山市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度和歌山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,380,453千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,335,165
	1 後期高齢者医療保険料	4,335,165
2 使用料及び手数料		301
	1 手数料	301
3 繰入金		6,035,606
	1 一般会計繰入金	6,035,606
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		9,380
	1 雑収入	9,380
歳入合計		10,380,453

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		90,504
	1 総務管理費	90,504
2 後期高齢者医療金 後広域連合者納付		10,280,696
	1 後期高齢者医療金 後広域連合者納付	10,280,696
3 諸支出金		6,253
	1 償還金及び還付加算金	6,253
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		10,380,453

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和5年度	8,964
合 計		8,964

令和4年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の直轄事業用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,434,712千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		386,000
	1 財産売却収入	386,000
2 繰入金		212
	1 一般会計繰入金	212
3 市債		1,048,500
	1 市債	1,048,500
歳入合計		1,434,712

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国道42号事業費		1,434,712
	1 国道42号事業費	1,434,712
歳出合計		1,434,712

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄事業用地 先行取得事業	1,048,500	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率)	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
計	1,048,500			

令和4年度和歌山市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	186,537戸
(2) 年間総配水量	47,683,000m ³
(3) 一日平均配水量	130,638m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	2,528,670千円
配水施設整備事業	112,593千円
原浄水施設新設改良事業	106,221千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	7,822,231千円	
第1項 営業収益	7,249,152千円	
第2項 営業外収益	573,079千円	
	支	出
第1款 水道事業費	7,187,540千円	
第1項 営業費用	6,287,965千円	
第2項 営業外費用	857,878千円	
第3項 特別損失	11,697千円	
第4項 予備費	30,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,731,132千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額231,077千円、過年度分損益勘定留保資金1,605,555千円及び当年度分損益勘定留保資金1,894,500千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入	2,039,270千円	
第1項 企業債	1,520,700千円	
第2項 出資金	463,718千円	

第3項 負担金	54,852千円
(補助金)	千円
(固定資産売却代金)	千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	5,770,402千円
第1項 建設改良費	2,796,346千円
第2項 企業債償還金	2,974,056千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業ビジョン策定業務委託	令和5年度	13,563 ^{千円}
高台給水施設整備事業	令和5年度	62,872

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	1,473,700 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	47,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,116,491千円

(2) 交 際 費

90千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,062千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、232,749千円と定める。

令和4年度和歌山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水工場数	44工場
(2) 年間総配水量	93,682,000m ³
(3) 一日平均配水量	256,663m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	94,878千円
配水施設整備事業	28,193千円
原浄水施設新設改良事業	112,549千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益	2,365,975千円	
第1項 営業収益	2,274,307千円	
第2項 営業外収益	91,668千円	
	支	出
第1款 工業用水道事業費	1,876,529千円	
第1項 営業費用	1,673,606千円	
第2項 営業外費用	192,923千円	
第3項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額293,710千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,780千円及び過年度分損益勘定留保資金275,930千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入	636,500千円	
第1項 企業債	123,100千円	
第2項 補助金	13,400千円	
第3項 その他資本的収入	500,000千円	
(負担金)		千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出	930,210千円
第1項 建設改良費	240,747千円
第2項 企業債償還金	689,463千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	千円 57,500	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	14,900			
施設整備事業	50,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 323,754千円

(2) 交際費 90千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,402千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、75,238千円と定める。

令和4年度和歌山市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	2, 4 4 9 ha
(2) 年間処理水量	2 9, 7 9 7, 0 0 0 m ³
(3) 一日平均処理水量	8 1, 6 3 6 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	2, 0 9 4, 7 5 1千円
ポンプ場整備事業	9 1 2, 4 0 5千円
処理場整備事業	5 4 5, 7 1 5千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1 2, 0 5 7, 8 9 9千円
第1項 営 業 収 益	6, 5 1 4, 1 8 8千円
第2項 営 業 外 収 益	5, 5 4 3, 7 1 1千円
(特 別 利 益)	千円
支 出	
第1款 下水道事業費	1 0, 9 8 5, 7 2 9千円
第1項 営 業 費 用	9, 7 4 0, 2 5 9千円
第2項 営 業 外 費 用	1, 2 2 8, 4 7 0千円
第3項 特 別 損 失	2, 0 0 0千円
第4項 予 備 費	1 5, 0 0 0千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4, 9 4 3, 5 2 5千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1 5 0, 5 5 8千円、過年度分損益勘定留保資金1, 0 4 2, 1 2 6千円及び当年度分損益勘定留保資金3, 7 5 0, 8 4 1千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 下水道事業資本的収入	6, 3 5 8, 6 3 3千円
第1項 企 業 債	3, 5 7 7, 1 0 0千円

第2項 補助金	1,977,919千円
第3項 負担金	802,614千円
第4項 分担金	1,000千円
(固定資産売却代金)	千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	11,302,158千円
第1項 建設改良費	3,561,559千円
第2項 企業債償還金	7,240,599千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金利子等補給事業	令和5年度から 令和10年度まで	貸付限度額1,000千円 の4.38%と利息相当額
管 渠 整 備 事 業	令和5年度	23,094
ポ ン プ 場 整 備 事 業	令和5年度	200,000
処 理 場 整 備 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	651,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 1,852,700	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	120,100			
資本費平準化債	1,604,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 889,465千円

(2) 交際費 90千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,697,333千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、209,619千円と定める。

